

羽曳野市介護保険事故報告等に関する取扱要綱

制 定 平成18年 9月29日

最近改正 平成29年 6月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づくサービスの提供中に事故が発生した場合の、羽曳野市への報告に係る手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(事故の報告)

第2条 次に掲げる法令等の規定により羽曳野市に対して事故の報告を行うこととされたもの(以下「事業者等」という。)は、この要綱の定めるところにより当該報告を行うものとする。

- (1) 大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第113号)
- (2) 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)
- (3) 大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第116号)
- (4) 大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第117号)
- (5) 大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第118号)
- (6) 大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第119号)
- (7) 羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成29年羽曳野市条例第2号)

- (8) 大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪府条例第136号）
 - (9) 羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年羽曳野市条例第16号）
 - (10) 羽曳野市有料老人ホーム設置運営指導指針
 - (11) 羽曳野市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年9月27日制定）
 - (12) 羽曳野市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年9月27日制定）
 - (13) 羽曳野市訪問型サービスA(一体型)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年9月27日制定）
 - (14) 羽曳野市通所型サービスA(一体型)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年9月27日制定）
 - (15) 羽曳野市訪問型サービスA(単独型)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年9月27日制定）
 - (16) 羽曳野市通所型サービスA(単独型)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年9月27日制定）
 - (17) 羽曳野市訪問型サービスB(委託型)事業実施要綱（平成28年9月27日制定）
- （報告する事故の範囲）

第3条 前条の報告の対象となる事故(以下「事故」という。)は、事業者等の過失の有無にかかわらず、羽曳野市内に所在する事業所等の利用者に対して行うサービスの提供又は羽曳野市外に所在する事業所等の利用者のうち、羽曳野市の被保険者（介護保険法第9条及び第13条により羽曳野市が行う介護保険の被保険者とされた者をいう。）に対して行うサービスの提供により発生した事故であって、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者(この項に規定するサービスの提供の対象となる者をいう。以下同じ。)の死亡又は負傷事故

ア 死亡事故については、事故死のほか、自殺を含むものとする。なお、原則として病死の場合は報告対象としないが、死因等に疑義が生じる可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性がある場合）は報告対象とする。

イ 負傷事故については、医療機関での治療(当該事業所等における医療処置を含む。)又は入院等を要する、概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷又はそれ以上に重篤なものを指すが、それ以外においても利用者又はその家族等から苦情が出ているものについては報告対象とする。

(2) 食中毒若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症並びにインフルエンザ(鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く。)、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症に限る。)及び疥癬の発生又はそれが疑われる事例において、次のいずれかに該当する場合は報告対象とする。

ア 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者、重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症や食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(3) 従業員の法令違反又は不祥事の発生

(4) 利用者の行方不明

(5) 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の事故には、次に掲げる場合に起こったものを含むものとする。

(1) 利用者が、当該事業所等内にいる間に起こったもの

(2) 利用者の送迎中に起こったもの

(3) 利用者が、当該事業所等の行事に参加している間に起こったもの(事業所等の敷地外で起こったものを含む。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、利用者へのサービスの提供に密接な関連があるもの(報告の方法等)

第4条 事業者等は、事故が発生した場合は、速やかに市長に対し、電話等の手段により連絡をしなければならない。

2 事業者等は、前項の連絡後概ね1週間以内に事故報告書(別記様式。以下「報告書」という。)により羽曳野市に報告をしなければならない。この場合において、当該事

故の処理又は解決に長期間を要する場合は、その旨の報告をし、事態が収拾した時点で再度、報告書により市長に報告をしなければならない。

(報告の取りまとめ)

第5条 市長は、事故の報告を取りまとめ、事故の防止に資するものとする。

(他機関への情報提供)

第6条 市長は、事故に関して大阪府又は大阪府国民健康保険団体連合会その他の関係機関における対処が必要であると認めた場合は、当該関係機関に当該事故の情報の提供をするものとする。

附 則(平18.9.29)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平24.12.28)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平25.3.29)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平27.3.27)

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則(平28.4.28)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の羽曳野市介護保険事故報告等に関する取扱要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後の羽曳野市介護保険事故報告等に関する取扱要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平29.6.30)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の羽曳野市介護保険事故報告等に関する取扱要綱の様式に

より作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後の羽曳野市介護保険事故報告等に関する取扱要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。